

第7回行政手続部会終了後記者会見 議事概要

1. 日時：平成28年12月20日（火）
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1203会議室

○司会 行政手続部会の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び大槻が行います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○石崎参事官 それでは、規制改革推進室の参事官の石崎でございます。よろしくお願ひします。

今回は、事業者に対するアンケート調査、(2)でありますけれども、11月に日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会と共同でアンケートを実施して800社から回答をいただきました。

内閣府のホームページを活用した意見募集では、12月15日までの期間で105件の意見が提出されました。

本日は事業者のニーズの把握等についての議論を行っております。

ページをめくっていただきますと、その次のページから日本商工会議所の資料であります。ちなみに、今回は、日本商工会議所は朽原理事、日本経済団体連合会は上田産業政策本部長、経済同友会は藤森行政・制度改革委員長、この3名が説明に来ました。

まず、日本商工会議所でありますけれども、ページをめくっていただきますと、2ページ、3ページは回答企業の属性でありまして、2ページ目を見るとわかりますとおり、常用雇用者数100人以下の企業が79.8%ということですので、主に中小企業を対象にアンケートを行っております。

3ページが全体の傾向でありまして、①が事業継続・拡大時ということでありまして、枠囲いにあるあたりが負担を感じている手続の回答企業の割合。回答を行った企業の46%が営業の許可・認可について負担を感じている。同じように補助金の交付申請が41%、調査・統計に対する協力が40%、社会保険、従業員の納税、国税、地方税、このあたりまでが20%台ということになっております。

事業開始時とか事業終了・承継時、これは当然一部の企業になりますから少ないですけれども、右に書いてあるとおりの比率になっております。

その次の4ページが負担を感じている手続の回答企業数を商工会議所で分類したものです。事業継続時でいいますと、先ほど申し上げたように従業員の納税、国税、地方税などですし、補助金・助成金ですと273、社会保険ですと251、許認可ですと211。複数回答ですから、回答企業の重複はあります。

5 ページ目は、先ほど言いましたものを大きな図にしたものでありまして、枠囲いにありますとおり、事業継続・事業拡大時では、営業の許認可が最も高く、以下、補助金の交付申請、調査・統計に対する協力、社会保険、従業員の納税、国税、地方税等の順番で続くということでもあります。

6 ページ、7 ページが営業の許認可を負担とする業種の割合。建設業だと回答企業の85%が許認可手続を負担に思っており、以下、運輸、不動産業と続くですとか、7 ページが、今度は営業の許認可とか補助金とか回答が多かった手続ごとに、具体的にどういったところが負担に感じているかであります。

例えば営業の許認可について211社が負担に思うと回答してきたわけですが、右の「①申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい」というのは40%、「提出書類の作成の負担が大きい」が80%というような結果になりますが、枠囲いにありますとおり、縦の列で見ますと、どの手続においても①にあるように「申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい」もしくは「提出書類の作成の負担が大きい」、赤の割合が高いほうが比率は高いということですから、これで言いますと「②提出書類の作成の負担が大きい」というのは一番赤くなっているもので、多くの企業がそう回答しているということでもあります。それから、「組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる」との回答が多い。○の2つ目にありますように営業の許認可、補助金の交付申請で見ますと「手続に要する期間が長い」ですとか「申請受理後の進捗状況が分からない」との回答も多いという結果になっております。

その次は、事業開始時と事業終了時については記載のとおりですので御一読いただければと思います。

11ページがその他の主な意見ということで、例えば電子申告システム（e-Tax、eLTAX）が使いづらい。電子署名とカードリーダー購入が必要となっているとか幾つか書いてございます。

商工会議所ですが、その次のページ、今回のアンケート等を踏まえまして、横長の資料でありますけれども、中小企業等の生産性向上に向けた行政手続簡素化に関する意見書を12月15日に常議員会の決定ということで出しておりまして、その説明もございました。枠囲いの2つ目にありますように、中小企業等の労働生産性は大企業の2分の1にとどまっている。その中で生産性の向上と働き方改革が不可欠だということの中で、生産性の向上が生じたことの原因として、規制や行政手続の煩雑化を掲げる声も多いということで、アンケートの場合、下にありますように重点的に簡素化すべき行政手続分野として、社会保険、補助金・助成金、税務とか認可等という8つの項目を挙げております。

行政手続簡素化を進めるための手法としては、（1）としては行政みずからが手続の総量を把握した上で一律の削減目標を設定するとか、（2）「原則」と「例外」を逆転する。中小企業が一番少ない補助金の枚数が3枚ということであれば、これ以外もそうしてほしいですとか、（3）でいいますと書類の提出先をワンストップ化するというところで、税務

申告や社会保険手続の記載内容が同じでも税務署と都道府県税事務所、ハローワークと年金事務所など提出先が複数にわたるのでワンストップ化を目指すべきではないとか、(4)としては国が地方自治体向けの統一様式を作成し、その使用を徹底するすとか、こういった事柄につきまして、行政手続の簡素化を進めるための手法としてこういったことに留意してほしいというような要望がございました。

意見書の本体がありますけれども、これの説明は大部ですので省略をさせていただきます。

さらにページが飛びまして、資料2-2が経団連の調査であります。

その次のページ、2ページを見ていただきますと、経団連傘下のうち1,529の団体に送って289の回答を得ている。大半が大手企業であるということであります。

5ページが事業段階ごとに見ておりますけれども、経団連も割とゴーイングコンサーンの事業が多いものですから、事業継続・拡大時の手続に負担を感じている企業が多いということになっております。

その次のページ、6ページを見ていただきますと、これが経団連のほうの上位の項目であります。3本ありまして、一番左側の棒グラフが全体、その次が製造業、その次が非製造業。数字が載っているのは、「調査・統計に対する協力」については、回答企業の47.8%が負担に感じているすとか、「社会保険に関する手続」ですと回答企業の46.7%の企業が「社会保険に関する手続」を負担に感じているということでありまして、枠囲いにありますとおりで、全産業で見ると、負担を感じている手続の上位は、調査・統計、社会保険、従業員の納税に関する手続となっている。個別に見ますと、業種別に見ると、製造業では、輸出入の許可すとか化学品の安全管理、産業保安に関する手続。非製造業ですと、営業の許認可、行政の入札に関する手続を負担と回答している企業の割合が高いといった傾向が出ております。

少し飛ばしまして、9ページの中で見ますと、それから、その次のページが商工会議所と同じで、それぞれの手続ごとにどんな内容に不満を感じているかというところあります。01の営業の許可・認可を見ますと、これは提出書類の作成の負担が大きいほか、相当のところについておりまして、その次のページが行政への入札から国税、地方税、調査・統計、その他であります。

9ページの枠囲いの最初に書いてありますように、手続別に負担を見てみると、提出書類の作成負担は総じて高い。項目の中に同じ手続について同様の書類を複数の組織・部署・窓口に出さなければならぬとありますけれども、地方税、調査・統計、社会保険に多い。その右側に手続のオンライン化。オンライン化が全部または一部されているけれども、使いにくい。これが多いのは社会保険や税や調査・統計に多いという結果が出てきております。

事業開始時、事業終了時に関しましては、読み方は同じですのでまたごらんいただければと思います。

16ページには、回答が多かった手続。例えば調査・統計に対する協力だったならば2つ目のポツで言うと、人事院や国税局や厚生労働省の調査内容が類似しており、一本化してほしいですとか、社会保険に関する手続、従業員の納税、地方税、国税、それぞれ回答に寄せられた意見について記載をされています。

18ページに、一応調査結果からのインプリケーションということが載っておりまして、2つ目のポツでありますけれども、これはお見せしましたとおり、調査・統計、社会保険、従業員の納税、地方税、国税等が上位を占めた。

提出書類の作成が多くの手続に共通して挙げられた。そのほか、税の申告や納付に当たり、記載の内容がわかりにくいですとか、地方税については、組織・部署ごとに申請様式が異なる。社会保険に関する手続では、手続のオンライン化に関する課題が多く挙げられた。そして、これらの課題の解決に向けては、業務改革と電子化の一体的推進が鍵になると思われる。こんなところで見ております。

その次の資料2-3からが経済同友会のアンケート結果であります。

その次の2ページでいいますと、発送数982名、同友会は個人ということですが、1社1名ということで回答数は171社から回答は来ているということでありまして。同友会も比較的大手の企業が経団連と同様に多いということでありまして。

5ページを見ていただきますと、回答企業が負担を感じている手続。経団連と同じような傾向でありますけれども、一番多いのが社会保険、2番目が従業員の納税、その次が地方税、国税、調査・統計。若干順番は異なりますけれども、経団連とほぼ同様の結果になっております。

その次の6ページ、これも同じようなことでして、枠囲いのとおりであります。経済同友会の場合、製造業が多くて、製造業の場合でいいますと、社会保険以下の項目のほかにも施設の安全ですとか環境保全、輸出入、化学物質管理などにも負担を感じているところが多いということでもあります。

同じく7ページ、やはり提出書類の作成負担が総じて大きい。同様の書類を複数の組織・窓口に出さなければならぬという項目で地方税、社会保険、調査・統計が多い。オンライン化の課題が社会保険、税に多いということで、これも経団連とほぼ同様の傾向が見てとれると思います。

中身につきましては省略しまして、14ページまでめくっていただきますと、これも個別の意見、社会保険とか地方税とか国税とか、割と上位の中でのコメントについて載っています。地方税ですと住民税特別徴収額の決定通知書の従業員に配布する手間が大きいですとか、自治体ごとにフォームが異なるですとか、そういったことがありまして、今後の検討に向けてということで、以下の3点ということで15ページにありますけれども、規制・行政手続とみなすものの範囲。これは要するに規制に基づく行政手続のほかに社会保障や税、統計調査に関する負担を上げる声が大きかったことを踏まえれば、申請・許認可等のみならず、これらの手続についても対象とすべきである。

対象とする行政機関としては、中央だけではなくて、自治体ごとに様式が異なったり、担当により判断が異なるということが積み重なって企業にとって大きな負担となっているということで、自治体の業務プロセス改革を促す方策の検討・実行は喫緊の課題である。

対象とするコストの範囲としては、KPIの設定に際しては、企業が規制・基準を遵守するために負担している設備投資・時間等のコストも考慮すべきである。そういった御意見。

その次のページでありますけれども、16ページであります、手続のオンライン化についての意見も多く挙げられていたり、オンライン化と手続のワンストップのどちらを優先すべきか、手続ごとに検討が必要であるという、検討に時間をかけずに早期に実行に移してほしい。

現行の業務プロセスをそのままITに落とし込むのではなくて、ITに合わせて業務プロセスそのものを見直すことも不可欠ではないか。こんな意見をいただいております。

とりあえずアンケート結果については以上でありまして、その次のホームページによる意見募集については大槻参事官のほうから説明をさせていただきます。

○大槻参事官 資料3ですけれども、内閣府のホームページで広く国民や企業等から意見の募集を行ってまいりました。自由記載方式で意見を募集したところ、いろいろな周知をしまして、結果、105件の意見があったということでございます。

この105件の分析なのですけれども、その内容を見まして分割を事務局が適宜行いまして、全部で136事項として整理をしています。

提出者別に士業関係がありますが、これは日本弁理士会が複数の意見を出していただいたことなどによるものです。事業者等の団体ということで、こちらはリース事業協会とか全国地方銀行協会、こういった団体から意見をいただいております。事業者等とありますが、これは個別の株式会社、有限会社、またNPO法人などからいただいております。それから個人がありまして、最後の非公表というのは、公表を希望されない団体や個人があったということでございます。

事業段階別に整理しましたところ、事業継続時の手続が多かったということになっております。

おめくりいただいて、3ページですけれども、これは負担感の類型別に136事項を分類しましたところ、一番多かったのが①でありますけれども、提出書類の作成等の負担が大きい。2番目に多かったのは、⑥と⑦ですけれども、同様の書類を複数の組織に提出しなければならない。また、手続のオンライン化の関係。4番目に多かったのが、少し戻りますが、②の同じ手続について、組織・部署ごとに申請様式・書式等が異なるということで、前回、ヒアリングの結果も同様の整理をしたのですけれども、傾向が同様であるかなというように認識をしております。

1つ、⑯というのがありまして、窓口の開設時間が短いというのがあるのですが、これはヒアリングのときにはなかった新たな意見がありましたので、項目として設けたところでもあります。

その後は個別の意見が続いているわけなのですが、幾つか御紹介しますと、例えばNo. 2というのがありまして、特許行政手続における料金の減免申請の簡素化ということで、申請に必要な書面の簡素化を図り、利用しやすくしてほしいという意見が日本弁理士会からございました。

少しおめぐりいただいて、12ページのところになりますけれども、No. 38のところですが、医薬品医療機器等法に係る諸手続の合理化ということで、都道府県ごとに異なっている各種様式、販売等の許可の申請、変更届出、こういったものの添付書類を統一化すること。また、1つの都道府県の様式に従って確定した書類について、ほかの都道府県がこれによる申請等を認めること。こういった意見をリース事業協会からいただいております。リース事業に関しまして、いろいろな事業に関して意見をいただいております。

20ページまでおめぐりいただきたいのですけれども、No. 69という意見がありまして、発電機設置に関する届出ですけれども、国に工事計画届出を始めとして幾つか届出がありますが、ほぼ同様の書類を提出するということがあります。

24ページですけれども、下のほう、No. 94、市の体育施設の予約手続などがネットでできない。No. 99、パスポート申請ですけれども、事業者目線というよりは市民目線ですが、いただいたところです。

最後、36ページにまで行ってほしいのですけれども、⑰に窓口の開設時間が短いとありますが、業務日時の拡大あるいは休日の窓口対応といった意見が個人から出ているといったところであります。

○石崎参事官 その次に、先行的な取組としまして、内閣府経済財政運営担当、対日直接投資会議の事務局と内閣官房の日本経済再生総合事務局から説明がありました。

具体的に言うと、資料4-1と資料4-2であります。資料4-1につきましては外国企業の話でありますけれども、これにつきましては既存の資料でありますので、説明を省略させていただきます。

資料4-2につきましても、未来投資会合、ページをおめぐりいただいて1ページから2ページにありますとおり、12月12日、未来投資会議の構造改革徹底推進会合で提出された資料をもとにしておりますので基本的な御説明は省略させていただきますけれども、5ページにありますように、我々のほうとして包括的な規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体取組でやっておりますけれども、4つの先行的取組ということで、ここに掲げてありますスマート保安、化学物質開発力の実現、i-Construction、ベンチャー支援プラットフォーム、この4件について再生本部のほうから説明がありました。

35ページを見ていただきますと、その中で一番最後の研究開発ベンチャー企業の審査の支援についてですが、ワンストップ化するという事例でありますけれども、これが今回のこちらの行政手続部会でも検討しておりますコスト削減の例があります。人件費と時間を掛けまして削減の見込みがどれぐらいになるかという試算を行ったという事例になっております。

あとは基本的には12月12日の資料でありますので、説明については省略をさせていただきます。

最後の資料について大槻参事官のほうから。

○大槻参事官 最後は資料5でございます。

論点（案）ということで、「日本再興戦略2016」の抜粋がありますけれども、その枠囲みの一番最後の行、重点分野の幅広い選定、削減目標の決定、計画的な取組を推進するという言葉がありますけれども、その3点です。それから、さらに今後の対応ということもあるのですが、この4つの点について論点として検討、整理を行う必要があるのではないかとということでございます。

おめくりいただいて2ページなのですが、重点分野の幅広い選定ということで、取組の対象範囲をどうするかということなのですが、この点は第2回の行政手続部会で手続の整理がされておまして、基本的にはこの資料を踏まえて出しております。当時、コスト削減の対象にするかどうかについて○△×で整理を行ったということがございました。

行政機関等についても削減の対象にするかどうか、検討が必要かということで○△×の整理を行っております。詳しくは資料を参照していただければと思います。

(2)の事業者ニーズを踏まえた分野選定ということで、本日御説明しましたように、アンケート調査、これまでのヒアリング、ホームページの意見募集、こういったことで把握をしてきたということで、この結果を踏まえると、例えば①事業者ニーズ把握の取組の中でコスト削減を求める声が多い分野、②年間の手続件数が多い手続分野、③一事業者当たりの負担を大きく削減すべき分野といった考え方があり得るかどうかというようにしております。

(3)分野のくくり方ですが、手続をどのようなまとまりでグループ化したものを分野とすべきかということで、さまざまなレベルが存在する。一番大きく言えば、例を挙げますと社会保障ですけれども、その下のレベルに社会保険があったり、さらにその下に雇用保険、労災保険、健康保険というように考えられるということでございます。

手続の所管省庁が明確になる分野設定を行う必要があるのではないかとということで、例えば省庁横断的な分野設定を行う際には、担当省庁が明確になる設定をすることとしています。

重点分野の位置づけとして、重点分野をどのように位置づけるかということで、注にありますけれども、削減目標を設定する分野とする、削減の取組のレビューを行う分野とする等の考え方があり得るというようにしております。

さらに、重点分野以外の分野についてどうするかということもございます。

2番の削減目標の設定に関する論点ですけれども、削減対象とするコストは、第2回の部会にさかのぼるのですが、企業の規制のコストとして遵守コスト、直接的な金銭コストと長期構造コストがありますけれども、このような複数のコストがあって、このうちの枠囲みをしています行政手続コスト、これは規制等を遵守するために企業において発

生する事務作業等の費用のことですけれども、これを対象とするコストとしてよいかとしております。

ページをおめくりいただいて4ページのところですけれども、さらに何を削減するのかということで、①として金銭コストを削減するということがあります。この場合は、標準的費用モデルにより、社内費用（人件費×作業時間）＋社外費用という基本式で推計し、削減効果を把握することになります。

2000年代の欧州の主流の方式ではありますけれども、コストの推計・算出に長い期間と多額の費用が必要ということが留意点であります。

次に、②として時間を削減するということがあります。これはアメリカで採用された方式（paperwork reduction）ですけれども、削減の効果を把握するには、企業内部における手続に要する時間の把握が必要ということになります。

最後に③手続そのものということで、申請書の記載欄や添付書類の枚数等を削減するということが考えられます。日本の過去の取組、申請負担軽減対策で採用された方式ですが、成果・進捗の把握は比較的容易だが、分野・手続によっては取組の対象が異なる。上の金銭や時間のように長期的に削減効果を把握することにはならないということでございます。

また、事業者のニーズや手続の事情・特性によっては、行政手続コスト以外のものを削減対象とすることを許容すべきかということで、処理期間、申請書類を提出してから許可の処分を行うまでの期間のことですけれども、こういったことだとか、あるいは事業者にとっては窓口の待ち時間等が考えられたところでもあります。

削減目標については、どのような目標設定をすべきかということで、1番目として削減率を設定することが考えられる。この場合、注にありますけれども、行政手続コストのベースラインの測定が必要となる。全体がわからないとその割合もわからないということです。

次に、2000年代の欧州では、実際にベースラインを算定する前に25%削減という目標を設定している例が見られたということがあります。

また、海外では、分野によって目標水準の差を設けることがあるということも見られています。

次に、②の削減額を設定することが考えられます。こちらはベースライン測定により、全体のコストがわからなければ実現可能な目標を設定することが困難ではないかということが考えられます。

③が定性的な目標であります。

また、削減のスタート時点（起算点）をどの時点に設定するかということもございます。

（3）取組期間のところすけれども、目標実現に向けた取組期間を何年に設定すべきかということがございまして、短期の場合、短期間で成果を得ることはできるが、大規模な情報システムの整備や制度改正を伴う取組は困難ではないか。したがって、長期の場合は成果が出るまでの時間はかかるけれども、さまざまな取組の検討も可能になると考えら

れます。

計画的取組の推進ということで、どのように推進するか、フォローアップをどのように行うかということでございます。

最後は今後の対応ということで、本年度中を目途に行う取りまとめの後、この行政手続部会としてどのような対応を行うのかということがございます。

以上でございます。

○石崎参事官 全体は以上になります。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。御質問のある方は、挙手の上、お名前と所属をお話しの上、御質問ください。いかがでしょうか。

○記者 これは確認なのですが、こういう3団体のアンケートというのはこれまでもあったのか、初めての取組ということでしょうか。

○石崎参事官 基本的に、この行政手続、規制改革、ITの一体化の取組が初めてですので、3団体で、こうした事項について共通のアンケートをとったのも初めてです。

○司会 そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第7回行政手続部会の記者会見を終了いたします。ありがとうございました。